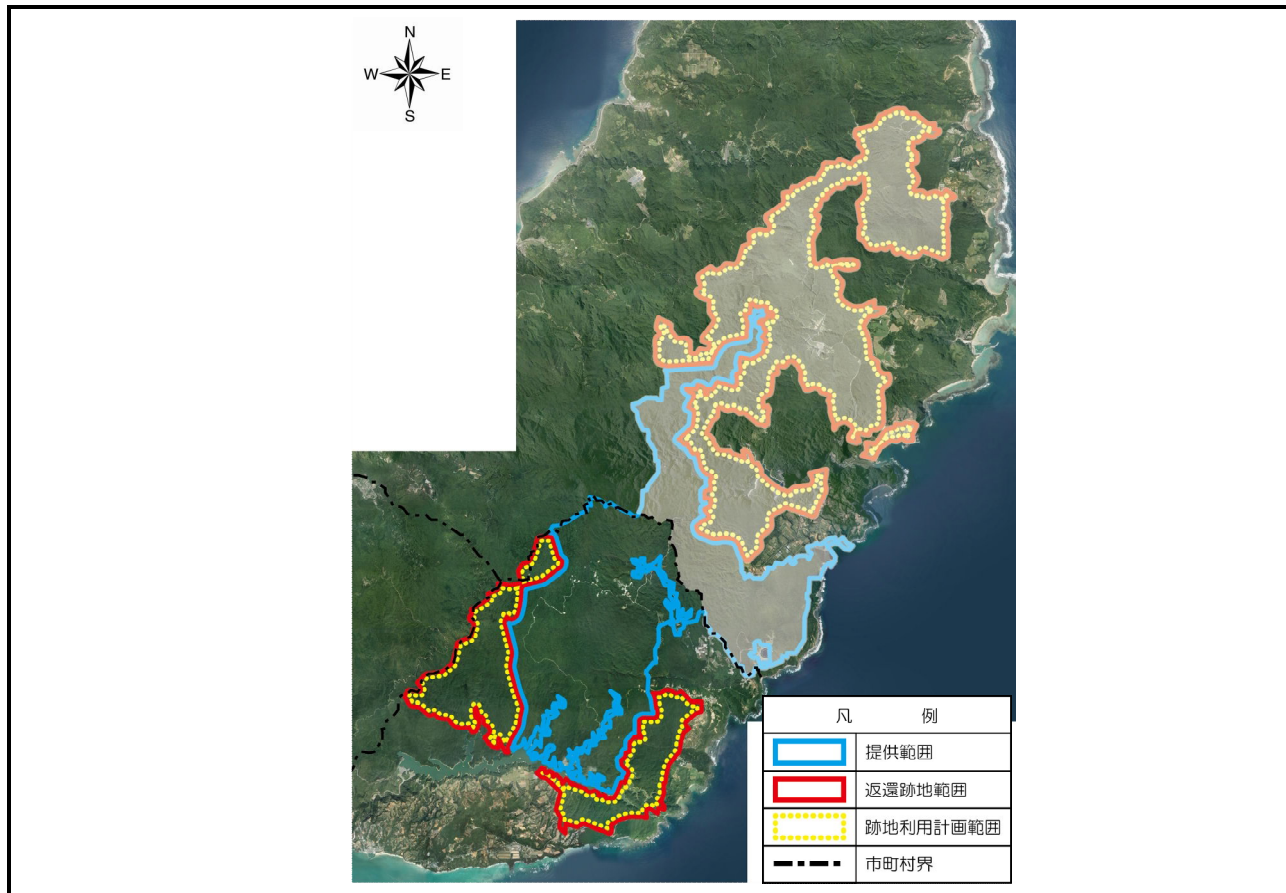
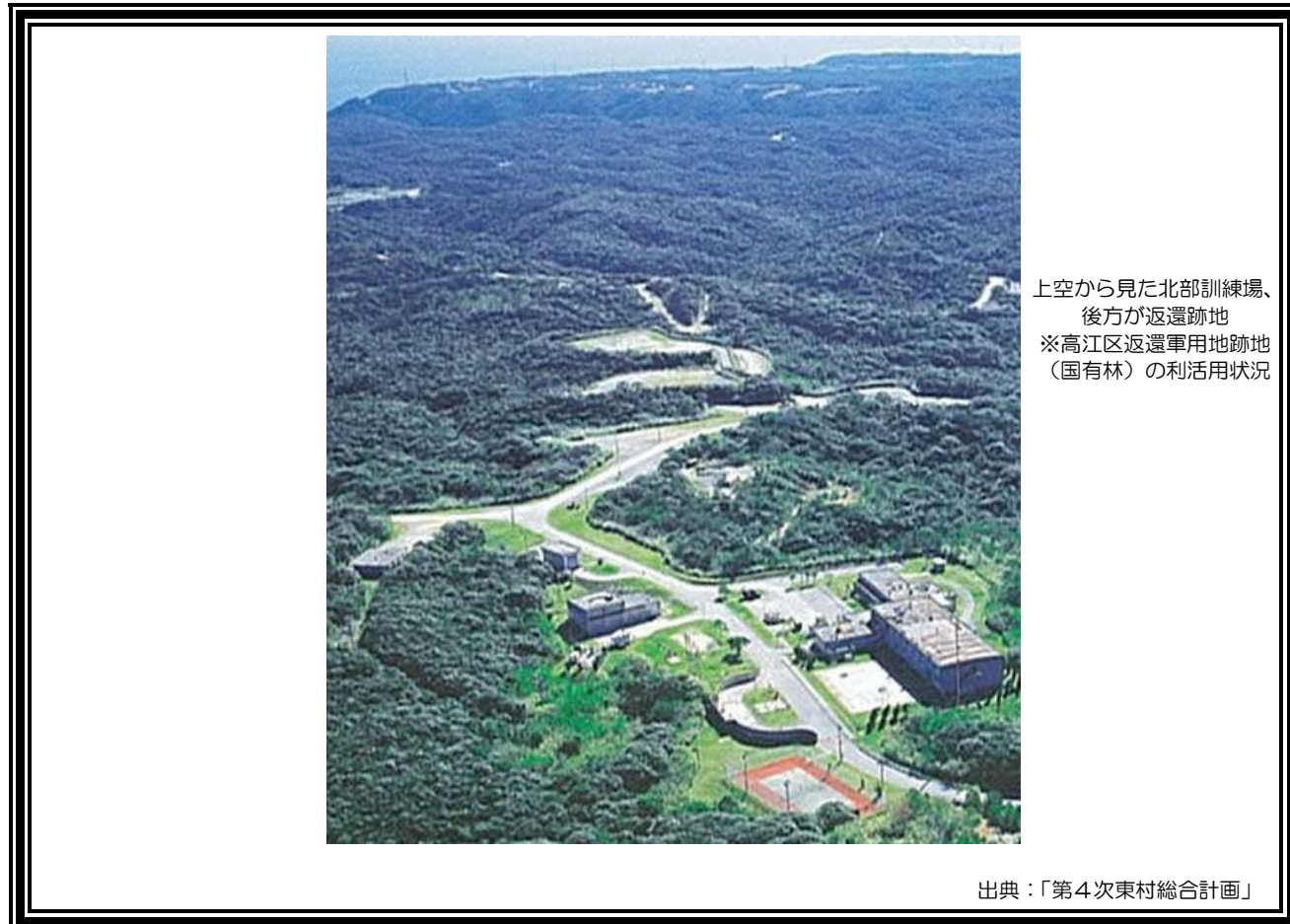


北部訓練場（東村）

返還跡地



返還跡地周辺の現況



■返還跡地の概要等

□ 概 要				
面 積	1,073.0ha	■内訳		面積は、北部訓練場返還面積のうち、東村部分のみを記載している。 (内訳は東村提供)
	国有地	1,073ha	100%	
	県有地	0ha	0%	
	市町村有地	0ha	0%	
民有地	0ha	0%		
所 在 地	東村（字高江、字宮城、字川田）			
位置及び土地の形状	位置：沖縄本島北部、福地ダム北側の森林地帯 土地の形状：大部分が原生林			

□ 沿 革（国頭村・東村一部共通）	
昭 32. 10. 25	●「北部海兵隊訓練場」として使用開始。（米軍の統治下にあった復帰前から海兵隊のゲリラ演習場として使用）
昭 47. 5. 15	●「北部訓練場」として提供開始。
昭 49. 1. 30	●第 15 回日米安全保障協議委員会において、北部ダム用地部分の返還と地位協定第 2 条第 4 項（b）の使用を合意。
昭 51. 7. 8	●第 16 回日米安全保障協議委員会において、一部土地（1,280ha）の無条件返還を合意。
平 2. 6. 19	●日米合同委員会において、軍転協から返還要請のあった一部土地（450.4ha：第 16 回安保協事案 263.4ha 含む）の返還に向けて調整・手続きを進めることを確認。（その後面積を見直し）
平 5. 3. 31	●平成 2 年の日米合同委員会において、返還に向けて調整・手続きを進めることが確認された一部土地（約 479ha）を返還。
平 8. 12. 2	●SAC0 最終報告において、平成 14 年度末を目処に「北部訓練場」の過半（約 3,987ha）を返還し、また、特定の貯水池（約 159ha）の共同使用を解除することを合意。
平 10. 12. 17	●日米合同委員会において、「安波訓練場」の返還条件として合意された一部土地（約 38.2ha）及び水域（約 121ha）を追加提供。
平 19. 10. 31	●日米合同委員会において、返還承認された一部土地（約 9ha）を返還。
平 28. 12. 21	●日米合同委員会において、移設工事が完了したヘリコプター着陸帯（4箇所）及び進入路を提供することを承認。また、北部訓練場の過半の返還を日米が共同発表。
平 28. 12. 22	●SAC0 最終報告で合意された「北部訓練場」の過半（約 4,000ha）を返還。
平 29. 12. 25	●沖縄防衛局による支障除去が完了し、地権者へ引き渡し。

■跡地利用に係る取組状況等

□ 跡地利用方針・計画	
●平成 8 年度に「北部訓練場跡地利用基本構想」を策定。 ※世界に誇れるやんばるの貴重な自然を保全し、次代に継承していくための環境教育の場、学習の場としての「亜熱帯自然保護センター（仮称）」を核とした基本構想を策定。	
●自然資源の保全を念頭におき、福地ダムを中心とした自然を観光資源（自然観察船・カヌー体験）として活用。 ※村としては福地ダム周辺を整備し、ダムツーリズムを検討中。	
●環境省及び林野庁が返還跡地の大部分（約 3,700ha）をやんばる国立公園に追加指定。（平成 30 年 6 月）	
●世界遺産登録に向けては、平成 30 年 6 月に世界遺産推薦書を一旦取り下げ、追加指定した国立公園部分を編入し、平成 31 年 2 月に推薦書を再提出。	

□ 事業段階	
跡地利用構想未策定	●平成 27 年度に策定した「第 5 次東村総合計画」には、北部訓練場を特定した跡地利用構想としては記載されていないが、北部訓練場跡地の一部として高江区の森林資源の利活用として記載がある。